

三好市発注建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成18年三好市告示第86号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(入札に参加することができない者)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者</u></p> <p>(2) <u>建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けていない者</u></p> <p>(資格審査)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定による格付は、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、<u>毎年4月1日以後で当該年度最初の市発注建設工事請負業者選定日までに行うものとする。</u></p>	<p>(入札に参加することができない者)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。</p> <p>(1) <u>当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者</u></p> <p>(4) <u>建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けていない者</u></p> <p>(5) <u>建設業法に基づく現に効力を有する経営事項審査の結果を有していない者</u></p> <p>(資格審査)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定による格付は、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、<u>平成27年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日に行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、市長は、平成28年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日において、現に資格を有する者に対し、第1項各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、その結果に基づき算出された点数を付して再度の格付を</u></p>

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、前条第2項の規定により格付を行った日から2年間とする。

2 略

行い、必要に応じて等級に区分するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、再度の格付を行わないことがある。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、前条第2項に規定する日から2年間とする。

2 略